

①講習会について

・概要

目的：用地取得業務等に携わる市町村等の職員に対して、所有者探索の方法や所有者が不明の場合の解決方法などの知識を付与し、当該職員の資質の向上を図る。

対象者：各府県管内の市町村職員

開催時期：第3四半期（1～2h程度）

開催場所：各府県1箇所

会場の規模：各府県管内の市町村参加予定者が聴講できる規模

・講義内容

制度の内容や市町村担当者の実務などニーズ調査の結果を踏まえて、各構成員と調整のうえ設定する。

・講師

設定した講義内容に応じて、各府県ごとに協議します。（士業団体・法務局等）

・費用

講師の謝金、旅費及び資料の印刷費用は、国土交通省にて予算措置されているが、会場借上料は予算措置されていないのでご注意ください。

<検討、対応していただきたいこと>

・会場確保

各府県において、無償で使用できる会場（府県や市町村等の会議室など）の確保をお願いします。

講師のご都合もあるため、10月～11月のうち、3～4日程度の候補日を抑えていただき、7月中を目処に事務局までお知らせください。

・講義内容及び講師の設定、選定

各府県において、市町村へのニーズ調査の結果を踏まえて、ご提案下さい。ご提案を基に協議します。

政令市におかれても特に希望があれば、ご提案ください。

②講演会について

・概要

目的：所有者不明土地問題について幅広い知識がある学識経験者等の専門家やシンクタンク等の研究者を講師として、構成員等の理解の向上を図る。

対 象 者：構成員・近畿地方整備局管内の市町村職員・報道関係者・一般参加者（但し、会場の都合による）

開催時期：第3四半期（2～3h程度）

開催場所：大阪市内

会場の規模：数百名程度

・講演内容

用地事務や所有者不明土地に関連したテーマを予定

講演内容の設定は、事務局から提案しますが、特段のご意見・ご要望があれば、あらかじめお知らせ下さい。

・講師

事務局にて選定します。

講師の選定は、事務局から提案しますが、特段のご意見・ご要望があれば、あらかじめお知らせ下さい。

・会場の確保

事務局にて確保します。

・費用

講師の謝金、旅費、資料の印刷費用及び会場借上料は、国土交通省にて予算措置されています。

※講習会、講演会につきましては、今後のコロナ対応方針により他の開催方法となる可能性がありますので、ご了承ください。

③地域福利増進事業に関する作業部会について

<検討していただきたいこと>

地域福利増進事業における裁定手続きの判断基準など業務に関する実務レベルでの情報共有と意見交換等を実施する。各府県においては、以下のことにつき、情報提供と意見の提出をお願いします。

- ・地域福利増進事業における裁定手続きの準備状況について、ご提供下さい。
- ・その他、地域福利増進事業に関する作業部会において、検討もしくは議論したいことがあればご提案下さい。

④所有者不明土地問題に関する広報について

<検討していただきたいこと>

- ・各府県及び政令市での広報

所有者不明土地問題に関して各府県及び政令市が実施した広報活動及び今後実施する予定の広報活動を事務局までお知らせ下さい。

- ・協議会としての広報

所有者不明土地問題に関する協議会として実施する広報について、ご意見あればお願いします。

⑤その他（ご参考）

現に所有者が不明となっている土地の解消だけでなく、今後は所有者不明・相続未了地の発生防止についてもご検討ください。

例として、一部金融機関が実施するリバースモーゲージ（高齢者の借り手が自らの持ち家に継続居住しながら、その住宅を担保として生活資金を借入れ、死亡時にその住居を売却することにより借入金を清算する制度）制度の住民への周知等、各自治体にて取り組みがあれば、ご提案及び情報提供をお願いします。